

南砺市福野南部地域づくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、南砺市福野南部地域づくり協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福野南部交流センター内(南砺市広安333-3番地)に置く。

(目的)

第3条 協議会は、福野南部地区(以下「地区」という。)の住民相互の交流と親睦を図るとともに、地域の安全や福祉・文化の向上など、地域の生活を守り住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸課題に関する意見・要望等の処理や地区内の連絡調整などに関する事業
- (2) 防災や防犯など地区の安全に関する事業
- (3) 訪問見守り活動や通所型サービスBなどの支え合い活動や健康教室など、福祉と健康に関する事業
- (4) 生涯学習や文化・スポーツ振興などに関する事業
- (5) 子育てや父母と教師の会活動など青少年育成に関する事業
- (6) 地区内の環境整備等に関する事業
- (7) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本協議会に、次のとおりの組織を置く。

- (1) 地域づくり会議
- (2) 地域づくり常任委員会
- (3) 防災・安全対策部会、福祉・健康部会、生涯学習・文化・スポーツ部会、子育て・教育・青年部会、女性部会、地域事業部会の6部会
- (4) 交流センター運営委員会。

(役職員等)

第6条 協議会に次の役職員等を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、監事2名
- (2) 交流センター管理者兼事務局長1名
- (3) 生涯学習リーダー1名、福祉活動リーダー1名
- (4) 地域指導員若干名

2 協議会に参加を置くことができる。

(役職員及び事務局員の選出)

第7条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、地区から選ばれた選考委員会により選考し、地域づくり会議で選出し、総会で承認を得る。

(2) 交流センター管理者兼事務局長、生涯学習リーダー、福祉活動リーダーは、地域づくり会議で選出し、会長が委嘱する。

(3) 地域指導員は事務局員とし、地域づくり会議で選出し、会長が委嘱する。

(4) 参与は、地域づくり会議の推薦により、会長が委嘱する。

(役職員等の任務)

第8条 役職員等の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 監事は、会務・会計を監査し総会に報告する。

(4) 交流センター管理者兼事務局長は、施設の維持管理及び施設の使用承認、各部会活動の運営や庶務会計等の事務処理、地域指導員の指導監督、関係機関及び団体との調整等を行う。

(5) 生涯学習リーダーは、生涯学習事業の企画・開催や各種研修会・会議へ出席する。

(6) 福祉活動リーダーは、社会福祉事業の企画・開催や各種研修会・会議へ出席する。

(7) 地域指導員は、交流センター管理者を補佐し、協議会全体の庶務・経理等を行う。

(任期)

第9条 協議会に携わる全ての任期は2年とし再任を妨げない。ただし、各種団体等から委嘱を受けている場合は、委嘱を受けている在任期間とし、その後任者が任に就くものとする。

(代議員)

第10条 各地区に代議員を置き、代議員の数は代議員選出基準表(別表1)の数とする。

2 代議員は、総会及び臨時総会に係る議案等を審議する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、地域づくり会議、地域づくり常任委員会、交流センター運営委員会及び各部会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員及び地域づくり会議委員をもって構成する最高議決機関であり、会則に定める事項のほか協議会の目的を達成するために必要な重要事項を審議する。

2 総会は、会長の招集により年1回以上開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、代議員または地域づくり会議委員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集し開催しなければならない。

4 総会は委任状を含め、代議員及び地域づくり会議委員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の2分の1以上で決する。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 人事案件等

(4) その他総会に提案された事項

6 議長は、会長が務め会務を統括する。

7 書記1名、議事録署名人2名は、議長が指名する。

(地域づくり会議)

第13条 地域づくり会議は、会長、副会長、事務局長、議員、区長、福寿会長、各地区女性代表、農業委員、JA理事、庄川上流用水土地改良区理事、土地改良区理事をもって構成し、会長が招集する。

2 地域づくり会議は、次の事項を審議する。

- (1) 地域の意見要望や諸課題等の処理
- (2) 行政や関係団体等からの要請事項等に対する各区長への連絡調整
- (3) 事務局等に関する人事案件
- (4) 各種団体等から委嘱される人事案件など。

(地域づくり常任委員会)

第14条 地域づくり常任委員会は、会長、副会長、事務局長、議員、区長、地域づくり支援員をもって構成し、会長が招集する。

2 地域づくり常任委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域の意見要望や諸課題等のとりまとめ。
- (2) 行政や関係団体等からの要請事項等に対する各区長への連絡調整
- (3) 事務局等に関する人事案件の推薦
- (4) 各種団体等から委嘱される人事案件の推薦など。

(交流センター運営委員会)

第14条 運営委員会は、事務局長、会長、副会長、生涯学習リーダー、福祉活動リーダー、部会長、副部会長、各地区女性代表、地域指導員をもって構成し、事務局長が招集する。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 各部会の活動計画や実施及び予算や決算等
- (2) 各部会との連絡・調整

(部会)

第15条 部会は、部会長、副部会長、部員をもって構成し、部会長が招集する。

2 部会は、次の事項について活動を計画し、実施する。

- (1) 「防災・安全対策部会」は、自主防災訓練や防犯パトロール等、地域の安全に関すること。
- (2) 「福祉・健康部会」は、高齢者の訪問見守り活動(ケアネット活動)などの地域で支え合う体制づくりや食生活改善の推進など、福祉と健康に関すること。
- (3) 「生涯学習・文化・スポーツ部会」は、生涯学習や文化サークル活動、スポーツ交流活動に関すること。
- (4) 「子育て・教育・青年部会」は、父母と教師の会活動や児童会子供活動、母子保健推進活動などに関すること。
- (5) 「女性部会」は、地区女性間の連絡調整や女性の視点での意見反映などに関すること。

(6) 「地域事業部会」は、地区内の環境整備や各種受託事業、空き家対策などに関すること。

(会計)

第16条 協議会の経費は、負担金・交付金・補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本経費は、総会で議決された予算の範囲内において、運営委員会の承認により、用途の変更及び流用をすることができる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報等の公開)

第18条 協議会の事業計画や予算及び事業報告や決算について、広報等をもって地区住民に広く周知する。

(その他)

第19条 この会則に定めのない必要事項は、会長が総会に諮り別に定める。

附則

この会則は、平成31年4月14日から施行する。

別表 1 (第10条関係)

代議員選出基準表

地区名	代議員数	備考
広安地区	4	
田屋地区	3	
石田地区	3	
八塚地区	4	
寺家地区	3	
院林地区	4	
計	21	

備考 各地区代議員数のうち、原則 1名以上は女性を選出すること。